

保育所等に入所を希望する児童について

1 概要

県では、仕事と子育ての両立を実現しながら安心して子育てができる環境づくりの一環として、保育所等の整備を進めております。

その結果、待機児童については、平成29年の516名をピークとして、解消が図られてまいりました。

令和4年4月1日時点において、保育所等の入所を希望しながら入所できなかった児童は8名で、うち7名は医療的ケア児など特別な支援を必要とする児童でしたが、7名の児童は現在、児童発達支援施設や小規模保育施設等への入所が実現しております。

残る1名については、医療的に行動制約が必要（頭部や腹部の固定が必要）となる児童であり、保育所の不足により入所の希望が叶わない待機児童は、実質ゼロとなっております。

- 利用児童数は年々増加しているが、少子化の進行により、利用児童の増加数が鈍化
- 待機児童減少の主な要因
 - ・ 保育所や認定こども園の整備
 - ・ 幼稚園の認定こども園化
 - ・ 地域型保育事業（小規模保育事業や家庭的保育事業）の整備など

【利用児童数等の状況】

(単位：人)

	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
施設・事業数	691	717	752	784	820	835
利用児童数(人)	53,643	55,173	56,380	58,651	59,499	59,544
待機児童数(人)	516	386	345	193	13	8

2 今後の対応

将来的な少子化による需要減の到来を見据える必要があるため、家庭的保育（保育ママ）等の小規模保育整備の促進など、大規模な施設整備に依らない保育の受け皿整備に移行していく。